乙第5号議案

沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条 例

沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例(平成24年沖縄県条例第23号)の一部を 次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例

第1条中「認定こども園」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(以下「認定こども園」という。)」に改める。

第3条第1号を削り、同条第2号中「認可外保育施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものをいう。以下同じ。)」を「保育機能施設」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号中「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改め、同号を同条第3号とする。

第4条第1号中「幼稚園教育要領」の次に「(平成20年文部科学省告示第26号)」を加え、「児童福祉法第39条第1項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「保育を行う」を「教育を行う」に改め、同条第2号中「児童福祉法第39条第1項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「当該幼児」を「当該保育を必要とする子ども」に、「同法」を「児童福祉法(昭和22年法律第164号)」に、「実施」を「利用」に改める。

第5条第1号ア中「幼保連携施設」を「連携施設」に、「保育所等」を「保育機能施設」に改め、同号イ中「幼保連携施設」を「連携施設」に、「保育所等」を「保育機能施設」に改め、同条第2号中「幼保連携施設」を「連携施設」に改める。

別表第1の1を次のように改める。

1 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以 上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子ど もおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上 の教育及び保育に従事する者を置かなければならないこと。ただし、当該従事する 者は、常時2人を下回ってはならないこと。

別表第1の2中「については、短時間利用児及び長時間利用児」を「であって、幼稚園 と同様に1日に4時間程度利用するもの(以下「教育時間相当利用児」という。)及び保 育所と同様に1日に8時間程度利用するもの(以下「教育及び保育時間相当利用児」とい う。)」に改め、同表第2の1中「に満たない」を「未満の」に改め、同表第2の2中 「保育に」を「教育及び保育に」に改め、同表第2の4中「長時間利用児」を「教育及び 保育時間相当利用児」に改め、同表第2の5中「管理」の次に「及び」を加え、同表第3 の1中「保育所等」を「保育機能施設」に改め、「(以下「建物等」という。)」を削 り、同表第3の2中「に満たない」を「未満の」に改め、「幼保連携型認定こども園、」 を削り、「及び8」を「及び9」に改め、同表第3の4中「又は遊戯室」を「及び遊戯 室」に改め、「幼保連携型認定こども園、」を削り、「に満たない」を「未満の」に改 め、同表第3の5中「幼保連携型認定こども園、」を削り、同表第3の5の(2)中「に満た ない」を「未満の」に改め、同表第3の6中「幼保連携型認定こども闌、」を削り、「す べて」を「全て」に改め、同表第3の8中「に満たない子どもの保育」を「未満の子ども の保育」に、「の面積は、満2歳に満たない子ども1人につき1.65平方メートル以上、ほ ふく室の面積は、満2歳に満たない」を「及びほふく室の面積は、満2歳未満の」に改 め、同表第3の8を同表第3の9とし、同表第3の7の次に次のように加える。

8 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定 こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合において は、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、3の規定にかかわらず、調理 室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園におい ては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えな ければならない。

別表第4の(2)中「に固有の事情」を削り、「内容」を「事項」に改め、同表第6を次のように改める。

第6 子育て支援事業

- 1 認定こども園は、子育て支援事業の実施に当たっては、あらかじめ教育又は保育に従事した経験が豊富な職員のうちから、当該事業を担当する者を定めること。
- 2 認定こども園は、規則で定める事項に留意して、子育て支援事業のうち、当該認定こども園の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域に

おいて実施することが必要と認められるものを実施しなければならないこと。

別表第7の1中「すべて」を「全て」に改め、「幼保連携型認定こども園及び」を削り、「第3条第2号イ」を「第3条第1号イ」に改め、「及び保育所」を削り、「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改め、同表第7の2中「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に、「保育時間」を「教育及び保育の時間」に改め、同表第7の3中「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に改め、「対する」の次に「教育及び」を加える。

附 則

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。

平成26年9月17日提出

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されること等に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を改める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。